

定 款

施 行 平成25年4月1日

一般財団法人 大阪府交通安全協会

一般財団法人大阪府交通安全協会定款

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 目的及び事業（第3条・第4条）
- 第3章 資産及び会計（第5条—第12条）
- 第4章 評議員（第13条—第16条）
- 第5章 評議員会（第17条—第26条）
- 第6章 役員（第27条—第35条）
- 第7章 理事会（第36条—第45条）
- 第8章 定款の変更及び解散（第46条—第49条）
- 第9章 事務局（第50条）
- 第10章 公告の方法（第51条）
- 第11章 補則（第52条）
- 附則

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、一般財団法人大阪府交通安全協会（以下「本協会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 本協会は、主たる事務所を大阪府中央区に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 本協会は、交通安全思想の高揚と交通マナーの向上を図り、もって安全で安心な交通社会の実現を目指すことを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 道路交通法第108条の31第2項に掲げる事業
- (2) 交通安全に関する調査研究
- (3) 交通安全教育の普及
- (4) 交通安全に功労のあった者(団体を含む。)の表彰
- (5) 交通行政に関連するもので行政機関等から委託を受けて行う事業
- (6) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、大阪府において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の拠出)

第5条 設立者(藤沢言雄及び葛間武男)は、各500,000円を本協会のために拠出した。

(資産の区別)

第6条 本協会の資産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、本協会の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 本協会は、基本財産について適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(資産の管理)

第8条 本協会の資産の管理は、会長の命を受けて専務理事が行うものとし、その方法は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

(長期借入金)

第9条 本協会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その3分の2以上の議決を経なければならない。

(事業年度)

第10条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て評議員会の承認を受けな

ればならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第12条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第2号、第5号及び第6号を除く書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第13条 本協会に評議員10名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その

他の財産によって生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(評議員の任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第16条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支給をすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに評議員の選任又は解任
- (2) 第33条第1項、第2項及び第3項に関する支給の基準
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、3月及び必要がある場合に開催することができる。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 前項の場合において、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が招集する。
- 3 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 4 評議員会を招集する者は、評議員会の日時、場所、目的である事項、その他必要な事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、評議員会の日の1週間前までに、評議員に対してその通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、当該評議員会において出席評議員の中から選出する。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、

議長の決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項
- 4 理事及び監事並びに評議員を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事及び監事並びに評議員の候補者合計数が第27条及び第13条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(評議員会の決議の省略)

第23条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

第24条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

(評議員会運営規則)

第26条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第6章 役員

(役員を設置)

第 27 条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 7 名以上 11 名以内
 - (2) 監事 3 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長とし、2 名以内を副会長、1 名を専務理事、1 名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第 28 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 29 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事の職務権限は理事会が別に定める。
- 4 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 30 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 4 監事は、前項の報告をするため必要があるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 5 監事の監査については、法令及びこの定款によるほか、必要な事項は監事全員により別に定める。

(役員任期)

第 31 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新に選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第32条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第33条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、報酬等を支給することができる。

- 2 常勤以外の理事及び監事が行った特別の職務執行に対しては、謝金を支給することができる。
- 3 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支給をすることができる。
- 4 前3項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

(役員損害賠償責任の免除)

第34条 本協会は、法人法第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(顧問及び相談役)

第35条 本協会に任意の機関として、顧問及び相談役若干名を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、学識経験者又は本協会に対し特に功労のある者のうちより、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、本協会の事業に関し、会長の諮問に応じ、又は自ら意見述べることができる。
- 4 顧問及び相談役の報酬は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支給をすることができる。

第7章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
(種類及び開催)

第38条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度2回(5月又は6月及び3月)開催する。
 - 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を示して理事会招集の請求があったとき、又はその請求をした理事が招集したとき
 - (3) 第30条第4項の規定により、監事から会長に対し、理事会招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき
- (招集)

第39条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的である事項、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、その通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第40条 理事会の議長は、会長とする。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(決議)

第41条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は理事として議決に加わることはできない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、基本財産の処分又は除外の承認の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第 42 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案に異議を述べたときは、この限りではない。

(理事会への報告の省略)

第 43 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第 29 条第 4 項の業務執行状況報告については、省略することができない。

(議事録)

第 44 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第 45 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 46 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 14 条第 1 項についても適用する。

(解散)

第 47 条 本協会は、基本財産の滅失による本協会の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の分配の制限)

第 48 条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第 49 条 本協会が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 事務局

(設置)

第 50 条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、交通安全活動推進センター長、事務局長及び所定の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を経て会長が任免する。
- 4 事務局長以外の職員の任免は、専務理事が行う。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 51 条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 補則

(委任)

第 52 条 この定款に規定するもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附則

- 1 本協会の前身である財団法人大阪府交通安全協会の創設（昭和 26 年 5 月）当初の理事・監事は、次に掲げる者である。
(理事) 葛間武男、坂本行輔
(監事) 藤沢言雄
- 2 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 3 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 10 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 本協会の最初の代表理事は野村明雄、業務執行理事は森池成好及び稲見章三とする。